

平塚基署発 0803 第 1 号
平成 2 8 年 8 月 3 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
平塚支部長 殿

平塚労働基準監督署長



労働災害防止の徹底について（要請）

日頃から労働基準行政の運営につきまして、深い御理解と多岐に亘る御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害の発生状況につきましては、休業 4 日以上之死傷者数が平成 2 7 年は前年と比較して 1 1 人（2. 5 %）増の 4 4 4 人と 2 年連続して増加となり、本年についても 6 月末現在で前年同時期と比較して 1 8 人（1 1. 0 %）増の 1 8 1 人と大幅に増加している状況にあります。

労働災害の減少に向けた目標は、平成 2 5 年度を初年度とする第 1 2 次労働災害防止推進計画において、休業 4 日以上之死傷者数を 5 年間で 1 5 % 削減することを掲げているところであり、その目標の達成に向けて取組みを行っている中で、労働災害が増加となることは、極めて憂慮すべき事態であります。

つきましては、このような状況を踏まえて、貴協会におかれましては、今後の事業運営にあたり、下記事項に御留意の上、会員事業場に労働災害防止の徹底について周知・指導していただきたく要請いたします。

記

- 1 経営トップ自らが先頭に立ち、そのリーダーシップの下、安全衛生に関する必要な体制を整備して、安全衛生パトロール等の日常の安全衛生活動を充実させるとともに、リスクアセスメントを実施することで労働災害が発生するリスクを低減させること。

特に化学物質の管理については、本年 6 月に施行された化学物質リスクアセスメントに基づき、化学物質の使用実態を把握した上でリスク評価を行い、リスク低減措置を講じること。

- 2 安全衛生教育は労働者の職務内容及び経験を考慮して、対象者、実施時期、教育内容等を定めて実施し、労働者の労働災害防止に関する意識の向上に努めること。

特に製造業においては、経験年数の短い未熟練労働者が被災する労働災害が増加していることから、「製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」を活用して未熟練労働者に対する安全衛生教育を実施すること。

- 3 労働災害のうち最も多く発生している転倒災害を防止するために、厚生労働省ホームページに掲載されている「STOP転倒災害プロジェクト」の対策事例等を活用して、4S活動や見える化の対策に取り組むこと。
- 4 機械設備等を使用して作業を行う場合においては、あらかじめ機械設備等の特性や経年劣化を考慮した点検を実施し、安全装置の設置状況やその性能等が十分であるか確認すること。
また、そうじ等の保守作業を行う際に、機械設備等にはさまれる等の労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、運転を停止する措置を講じることについて徹底を図ること。
- 5 高所作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれあるときは、足場を組み立てる等の方法により適切に作業床を確保する等の墜落防止措置を講じること。
- 6 自動車運転業務を行う事業場については、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づき、運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮し、無理のない適正な運転時間等を設定した走行計画を作成して交通労働災害防止を図ること。
- 7 自社構内において運送業者が荷役作業を行う場合は、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、運送業者との協議の場を設け、安全作業連絡書等を活用して、荷台からの墜落・転落やフォークリフトとの接触等の災害の防止対策が適切に講じられているか作業開始前に確認すること。